

判決年月日	平成21年 9 月17日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成20年（行ケ）10490号		
○相違点に係る構成につき引用発明に基いて当業者が容易に発明できたものとはいえないとして特許無効審判請求を不成立とした審決が，相違点の判断に誤りがあるとして取り消された事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

本件は，原告が，名称を「薄板収納搬送容器用ポリカーボネート樹脂」とする本件発明に係る被告の特許について無効審判請求をしたところ，不成立との本件審決がされたことから，その取消しを求めた事案である。本件審決の判断は，請求項 1 に係る本件発明 1 と引用発明 1（甲 2 公報に記載された発明）との相違点 a ないし e 及び本件発明 1 と引用発明 2（甲 1 公報に記載された発明）との相違点イないしへのうち，相違点 b 及び相違点ロに係る本件発明 1 の「塩素原子含有量」には，クロロホーメート基に由来するものを含むとし，これを引用発明等から導き出すことが当業者にとって容易であるということができないことを理由としたものであった。

本判決は，次のとおり判示し，上記の相違点 b に係る構成は，引用発明 1 に基づいて当業者が容易に発明できたものであるということが出来るなどとして，本件審決を取り消した。

「本件発明 1 は，表面汚染に敏感とされる半導体ウェーハや磁気ディスク等の薄板の表面汚染を低減できるポリカーボネート樹脂から成形される薄板収納搬送容器を提供しようとするものということができるところ，薄板収納搬送容器用材料の理想は，揮発あるいは漏出の可能性のある不純物成分が材料中に全く存在しないことであるが，現実には，揮発あるいは漏出の可能性のあるすべての不純物成分を材料からなくすことは技術的に不可能であるとして，ポリカーボネート樹脂中の塩素原子含有量を 1 0 p p m 以下，好ましくは 8 p p m 以下とし，また，塩素原子含有量が 7 p p m であるポリカーボネート樹脂ペレットを使用して成形された半導体ウェーハ用収納搬送容器につき，半導体ウェーハを挿入し，密閉容器内で 1 週間常温保存した後，その半導体ウェーハにつき水とウェーハ表面との接触角を測定している（実施例 1）。しかし，本件明細書には，本件発明 1 における数値範囲の臨界的意義についての具体的な記載はされておらず，また，塩素原子含有量は，上限値である 1 0 p p m 以下だけが記載され，下限値が特定されていないものであって，これらによれば，本件発明 1 における塩素原子含有量の数値限定の意義は，塩素原子がポリカーボネート樹脂中に少なければ少ないほど，塩素原子の影響による半導体ウェーハの汚染を低減でき，本件発明 1 の目的達成に適しているというものにすぎないといわざるを得ない。」（本件発明 1 について）ポリカーボネート樹脂中の塩素原子含有量につき，クロロ

ホーメート基に由来するものが低減の対象とされていたとは解されず、この低減が解決課題とされていたということはできない。」「本件発明１及び引用発明１のいずれも、被収納物である半導体ウェーハ等の薄板の汚染を低減することができるポリカーボネート樹脂から成形された収納容器を提供することを目的とするものであるところ、その解決手段として、ポリカーボネート樹脂中に残存する塩素原子含有量を低く抑えることで、成型後の収納容器に収納される半導体ウェーハ等への揮発成分からの汚染を防止しようとするものであって、その解決課題及び解決手段は同様のものであるということが出来る。そして、本件発明１におけるポリカーボネート樹脂中の塩素原子中には、塩素系有機溶媒のほかにポリマー鎖に残った微量の未反応のクロロホーメート基に由来するものが含まれるとしても、上記のとおり、本件発明１はこのクロロホーメート基に特に着目しているわけではない。」「しかるところ、相違点ｂに係る本件発明１における「塩素原子含有量が１０ppm」との構成については、塩素原子含有量がポリカーボネート樹脂中に少なければ少ないほどよいとの引用発明１と同様の技術思想を、専ら塩素系有機溶媒の残留量に着目して、かつ、上記のとおり臨界的意義が認められない最小値０を含む具体的な数値範囲でもって、単に規定したにすぎないものと解される。」「したがって、当業者において、相違点ｂの本件発明１に係る『塩素原子含有量が１０ppm以下』との構成を想到することは、引用発明１から容易であるということが出来る。」